

天草市公告第64号

天草市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成18年天草市条例第29号）に基づき、天草市人事行政の運営等の状況について、次のとおり公表します。

令和5年9月29日

天草市長 馬場 昭治

1 職員の任免及び職員数の状況

(1) 職員の任免の状況

令和4年4月1日現在職員数	令和4年4月2日 ～令和5年3月31日			令和5年4月1日現在職員数
	うち 4月1日採用	採用	退職	
945人 (58人)	38人	4人	41人	940人 (59人)

(注) () 内は、再任用短時間勤務職員で、外書きです。

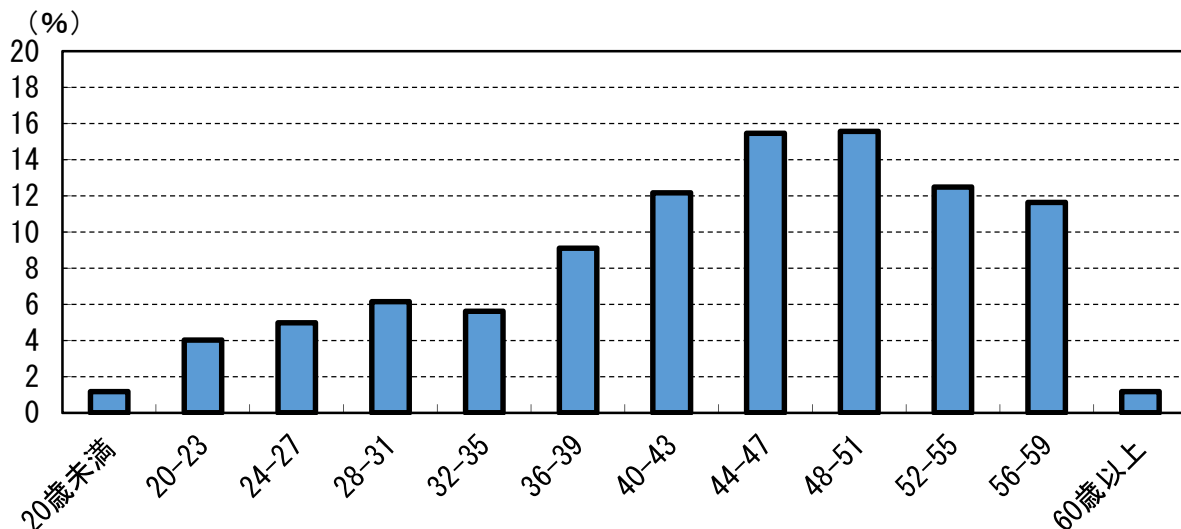
(2) 部門別職員数の状況（各年4月1日現在）

部門	区分	職員数		対前年 増減数	主な増減要因	
		令和5年	令和4年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	5人	5人	0	
		総務・企画	204人	207人	△3	事業の効率化による業務減
		税務	38人	40人	△2	業務分担の変更
		民生	85人	87人	△2	業務分担の変更
		衛生	75人	73人	2	業務分担の変更 専門業務の充実に伴う専門職の採用
		労働	0人	0人	0	
		農林水産	70人	72人	△2	業務分担の変更 再任用短時間勤務職員の採用
		商工	27人	26人	1	事業充実のための正職員配置
		土木	68人	70人	△2	事業終了に伴う職員配置減 会計年度任用職員の採用
	小計	572人	580人	△8		
	教育	80人	83人	△3	退職補充として、再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員の採用	
	小計	652人	663人	△11		
公営企業等会計部門	病院	220人	215人	5	欠員補充	
	水道	18人	17人	1	事業充実のための正職員配置	
	下水道	12人	13人	△1	再任用短時間勤務職員の採用	
	その他	38人	37人	1	事業充実のための正職員配置	
	小計	288人	282人	6		
合計		940人 (1,199人)	945人 (1,199人)	△5		

(注) 1 再任用短時間勤務職員を含みません。

2 () 内は、条例定数の合計です。

(3) 年齢別職員構成の状況（令和5年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳23歳	24歳27歳	28歳31歳	32歳35歳	36歳39歳	40歳43歳	44歳47歳	48歳51歳	52歳55歳	56歳59歳	60歳以上	計
職員数	11人	38人	47人	58人	53人	86人	115人	146人	147人	118人	110人	11人	940人

(注) 再任用短時間勤務職員を含みません。

(4) 職員数の推移（各年4月1日現在）

区分		H28年	H29年	H30年	R元年	R2年	R3年	R4年	R5年
一般行政	職員数	716	703	680	643	615	589	580	572
	増減	△16	△13	△23	△37	△28	△26	△9	△8
教育	職員数	124	108	105	106	97	86	83	80
	増減	△10	△16	△3	1	△9	△11	△3	△3
公営企業 等会計	職員数	276	272	263	262	276	273	282	288
	増減	△7	△4	△9	△1	14	△3	9	6
計	職員数	1,116	1,083	1,048	1,011	988	948	945	940
	増減	△19	△33	△35	△37	△23	△40	△3	△5

(注) 再任用短時間勤務職員を含みません。

(5) 職員の人事評価の状況

地方公務員法に基づき、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力を評価する「能力評価」と、あらかじめ設定した業務目標の達成度等業務上の業績を評価する「業績評価」からなる人事評価制度を運用しています。

令和4年度の人事評価の実施状況は、次のとおりです。

評価期間	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
対象者	全職員（再任用短時間勤務職員を含む）

2 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

住民基本 台帳人口 (令和4年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和3年度の 人件費率
人	千円	千円	千円	%	%
74,134	60,566,638	3,791,504	6,893,139	11.38	12.32

(注) 人件費には、投資的経費に係る人件費を含みます。

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

職員数 (R4.4.1現在) A	給与費				一人あたり 給与費 B/A
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
人	千円	千円	千円	千円	千円
663	2,575,977	440,327	1,022,685	4,038,989	6,091

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。

2 職員数には再任用短時間勤務職員を含みませんが、給与費については再任用短時間勤務職員の分を含みます。

(3) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和5年4月1日現在）

ア 一般行政職

平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
43.4歳	325,568円	381,588円

イ 技能労務職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
全体	54.3歳	351,229円	381,687円
うち清掃職員	51.3歳	331,775円	363,266円
うち学校給食員	54.6歳	353,891円	383,906円
うち用務員	56.2歳	352,300円	362,667円
うち自動車運転手	***	***	***
うちその他	58.0歳	367,750円	385,300円

(注) 1 再任用短時間勤務職員を除きます。

2 「平均給料月額」とは、職種ごとの職員の基本給の平均です。

3 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計した平均です。

4 個人の特定ができるものについては、記載を省略しています。

(4) 職員の初任給の状況（令和5年4月1日現在）

区分		天草市	熊本県	国
一般行政職	大学卒	185,200円	191,700円	185,200円
	高校卒	154,600円	158,900円	154,600円
技能労務職	高校卒	151,900円	***	***
	中学卒	143,800円	***	***

(注) 技能労務職については、区分が異なり単純に比較できないため、熊本県及び国の金額は記載していません。

(5) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和5年4月1日現在）

区分		経験年数 10 年	経験年数 20 年	経験年数 25 年	経験年数 30 年
一般行政職	大学卒	249,317 円	342,756 円	372,136 円	394,900 円
	高校卒	216,050 円	291,000 円	348,160 円	372,411 円
技能労務職	高校卒	***	***	***	349,225 円

(注) 各階層の職員が3人以下の場合は、近似の階層を含めた職員の平均給料月額を記載しています。技能労務職の経験年数30年は、31年～34年の階層を記載しています。

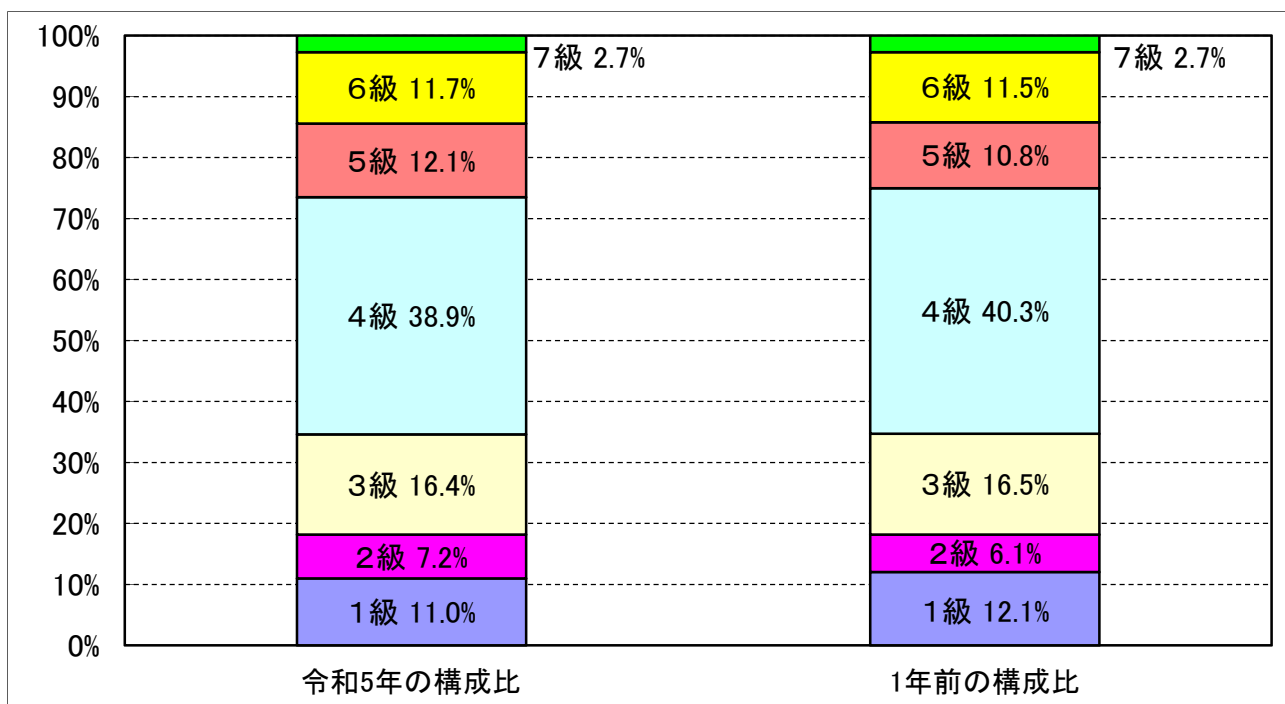
経験年数10年、20年及び25年の技能労務職については、近似の階層を含めても3人以下のため、記載していません。

(6) 一般行政職の級別職員数の状況（令和5年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
7級	部長、政策審議監、首席審議員、牛深支所長	15人	2.7%	362,900円	444,900円
6級	支所長、課長、審議員	65人	11.7%	319,200円	410,200円
5級	課長補佐	67人	12.1%	290,700円	393,000円
4級	係長、参事	216人	38.9%	266,000円	381,000円
3級	主任、主査	91人	16.4%	234,400円	350,000円
2級	主事、技師	40人	7.2%	198,500円	304,200円
1級	主事、技師	61人	11.0%	150,100円	247,600円

(注) 1 再任用短時間勤務職員を除きます。

2 標準的な職務内容とは、各区分に該当する主な職務です。



(7) 等級及び職制上の階級ごとの職員数（令和5年4月1日現在）

ア 行政職給料表

等級	級別職務分類表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		人数 (人)	割合 (%)	職名	人数 (人)	人数 (人)	割合 (%)	段階
1級	1 主事及び技師の職務 2 司書、学芸員、教諭及び専任教員の職務	72	10.7	主事	57	194	28.8	係員級
				書記	2			
				技師	12			
				司書	1			
				計	72			
2級	1 高度な知識経験を必要とする業務を行う 主事及び技師の職務 2 職務の内容等が前号と同程度のものとして 市長が規則で定める職の職務	51	7.6	主事	35	323	47.9	係長級
				書記	1			
				技師	11			
				司書	1			
				教諭	1			
				学芸員	2			
計	51							
3級	1 係長、主任及び主査の職務 2 職務の内容等が前号と同程度のものとして 市長が規則で定める職の職務	111	16.5	主査	71	72	10.7	課長補佐級
				主任	38			
				係長	1			
				幼稚園長	1			
				計	111			
4級	1 課（室・局・事務）長及び審議員の職務 2 課（室・局・事務）長補佐の職務 3 高度な知識経験を必要とする業務を行う 係長及び参事の職務 4 高度な知識経験を必要とする業務を行う 所長、保育所長、出張所長、幼稚園長、支 配人及び指導主事の職務 5 主幹及び副学校長の職務	283	42.0	参事	216	72	10.7	課長級
				係長	64			
				所長	1			
				幼稚園長	2			
				計	283			
5級	1 高度な知識経験を必要とする業務を行う 課（室・局・事務）長及び審議員の職務 2 高度な知識経験を必要とする業務を行う 課（室・局・事務）長補佐の職務 3 特に高度な知識経験を必要とする業務を 行う指導主事の職務 4 高度な知識経験を必要とする業務を行う 主幹及び副学校長の職務	72	10.7	課（室・局・ 事務）長補佐	70	72	10.7	課長級
				審議員	1			
				室長	1			
				計	72			
6級	1 部長、首席審議員及び支所長の職務 2 特に高度な知識経験を必要とする業務を 行う課（室・局・事務）長及び審議員の職 務	70	10.4	審議員	9	15	2.2	部長級
				課（室・局・ 事務）長	53			
				支所長	8			
				計	70			
7級	高度な知識経験を必要とする業務を行う部 長、首席審議員及び支所長の職務	15	2.2	支所長	1	15	2.2	部長級
				首席審議員	4			
				政策審議監	1			
				部長	9			
				計	15			
合計		674	100.1					

(注) 1 再任用短時間勤務職員を含みません。

2 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても100とはならない。

イ 技能労務職給料表（一）

等級	級別職務分類表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		人数 (人)	割合 (%)	職名	人数 (人)	人数 (人)	割合 (%)	段階
1級	主事及び技師の職務	0	0	—	0	—	—	—
2級	困難な業務に従事する主事及び技師の 職務	0	0	—	0	—	—	—
3級	1 特に困難な業務に従事する主事及 び技師の職務 2 主任主事及び主任技師の職務	0	0	—	0	—	—	—
4級	高度な技能経験を必要とする業務に従 事する主任主事及び主任技師の職務	1	6.7	主任技師	1	1	6.7	係員級
5級	技師長の職務	14	93.3	技師長	14	14	93.3	係長級
合計		15	100					

(注) 再任用短時間勤務職員を含みません。

ウ 技能労務職給料表（二）

等級	級別職務分類表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		人数 (人)	割合 (%)	職名	人数 (人)	人数 (人)	割合 (%)	段階
1級	主事及び技師の職務	0	0	—	0	—	—	—
2級	困難な業務に従事する主事及び技師の 職務	0	0	—	0	—	—	—
3級	主任主事及び主任技師の職務	0	0	—	0	—	—	—
4級	技師長の職務	6	100	技師長	6	6	100	係長級
合計		6	100					

(注) 再任用短時間勤務職員を含みません。

エ 医療職給料表（一）

等級	級別職務分類表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		人数 (人)	割合 (%)	職名	人数 (人)	人数 (人)	割合 (%)	段階
1級	医療業務を行う職務	0	0	—	0	0	—	—
2級	1 診療所の診療科長の職務 2 高度な知識経験を必要とする医療 業務を行う職務	1	33.3	医師	1	1	33.3	係長級
3級	高度な知識経験を必要とする診療所の 診療科長の職務及びこれに相当する職 務	1	33.3	診療科長	1	1	33.3	課長級
4級	1 診療所長の職務 2 極めて高度な知識経験を必要とす る診療所の診療科長の職務及びこれ に相当する職務	1	33.3	診療所長	1	1	33.3	課長級
合計		3	99.9					

（注）再任用短時間勤務職員を含みません。

（注）構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても100とはならない。

オ 医療職給料表（二）

等級	級別職務分類表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		人数 (人)	割合 (%)	職名	人数 (人)	人数 (人)	割合 (%)	段階
1級	歯科衛生士又は歯科技工士の職務	1	100	歯科衛生士	1	1	100	係員級
2級	困難な業務を行う歯科衛生士又は歯科 技工士の職務	0	0	—	—	—	—	—
3級	主任歯科衛生士又は主任歯科技工士の 職務	0	0	—	—	—	—	—
4級	1 歯科衛生士長又は歯科技工士長の 職務 2 困難な業務を行う主任歯科衛生士 又は主任歯科技工士の職務	0	0	—	—	—	—	—
5級	1 困難な業務を行う歯科衛生士長又 は歯科技工士長の職務 2 特に困難な業務を行う主任歯科衛 生士又は主任歯科技工士の職務	0	0	—	—	—	—	—
6級	特に困難な業務を行う歯科衛生士長又 は歯科技工士長の職務	0	0	—	—	—	—	—
合計		1	100					

カ 医療職給料表（三）

等級	級別職務分類表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		人数 (人)	割合 (%)	職名	人数 (人)	人数 (人)	割合 (%)	段階
1級	准看護師の職務	0	0	—	0	—	—	—
2級	1 看護師の職務 2 困難な業務を行う准看護師の職務	0	0	—	0	—	—	—
3級	1 看護師長の職務 2 主任看護師又は主任准看護師の職務	3	75.0	主任准看護師	1	3	75.0	係長級
				主任看護師	2			
				計	3			
4級	1 困難な業務を行う看護師長の職務 2 困難な業務を行う主任看護師又は主任准看護師の職務	1	25.0	看護師長	1	1	25.0	課長級
合計		4	100					

(注) 再任用短時間勤務職員を含みません。

(8) 期末手当・勤勉手当（令和4年度）

		天草市	熊本県	国
1人当たり 平均支給額		1,485 千円	—	—
支給 割合	期末手当	2.40月分（1.35月分）	2.40月分（1.35月分）	2.40月分（1.35月分）
	勤勉手当	2.00月分（0.95月分）	2.00月分（0.95月分）	2.00月分（0.95月分）
加算措置の状況		職制上の段階、職務の 級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	職制上の段階、職務の 級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	職制上の段階、職務の 級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) 1 1人あたり平均支給額は、市長部局の行政職給料表を適用される職員（再任用短時間勤務職員を含む）に支給されたものです。

2 支給割合の()内は、再任用短時間勤務職員に係る支給割合です。

(9) 退職手当（令和5年4月1日現在）

		天草市		国	
		自己都合	応募認定・定年	自己都合	応募認定・定年
支給 率	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	19.6695 月分	24.586875 月分
	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	28.0395 月分	33.27075 月分
	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	39.7575 月分	47.709 月分
	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置		定年前早期退職特例措置 割増率 3%～45%		定年前早期退職特例措置 割増率 3%～45%	
1人当たり平均支給額		2,774 千円	20,784 千円	—	—

(注) 1人あたり平均支給額は、令和4年度に退職した職員に支給された平均額です。

(10) 地域手当（令和5年4月1日現在、令和4年度決算）

支給実績	4,304 千円		
支給職員1人当たり平均支給額	860,752 円		
対象支給地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
東京都（特別区）	20%	2人	20%
医師	16%	3人	—

(11) 特殊勤務手当（令和5年4月1日現在、令和4年度決算）

支給実績	12,258 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額	85,719 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合	21.9 %		
手当の種類（手当数）	9		
手当の名称	主な支給対象職員	支給実績	左記職員に対する支給単価
市税事務従事手当	市税の賦課・徴収事務に従事した職員	1,666 千円	月額2,000円（賦課業務） 月額4,000円（徴収業務）
徴収手当	使用料等の個別徴収業務に従事した職員	0 千円	1日につき200円
防疫等作業手当	感染症の病原体に汚染されている区域において患者の看護又は当該病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業に従事した職員	0 千円	1日につき200円
	新型コロナウイルス感染症から住民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業に従事した職員	1,107 千円	1日につき3,000円
行旅病人等取扱手当	行旅死亡人または行旅病人の収容業務に従事した職員	0 千円	1件につき 1,500円（行旅死亡人） 800円（行旅病人）
社会福祉業務手当	生活保護法の規定に基づく保護の業務に従事したケースワーカー及び査察指導員	613 千円	月額4,000円
特別作業手当	一般廃棄物の収集業務又は特定害虫駆除作業に従事した職員	71 千円	1日につき200円
清掃作業手当	一般廃棄物の収集、運搬又は焼却作業に従事した職員	231 千円	月額4,000円
火葬従事手当	火葬業務に従事した職員	0 千円	1件につき500円
医師研究手当	診療所に勤務する医師	8,572 千円	給料月額100分の150以内

(12) 時間外勤務手当（令和4年度決算）

支給実績	210,084 千円
職員1人当たり平均支給年額	321,720 円

（注）職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、令和4年4月1日現在の総職員数（制度上時間外勤務手当の支給対象とならない管理職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

(13) その他の手当（令和5年4月1日現在、令和4年度決算）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績	支給職員1人当たり平均支給年額
扶養手当	<p>【内容】 扶養親族のある職員に支給</p> <p>【支給単価（一箇月当たり）】</p> <p>①基礎額 ・配偶者6,500円、子10,000円 父母等6,500円</p> <p>②加算額 ・16歳から22歳までの間にある子1人につき5,000円加算</p>	同じ	—	104,937 千円	275,422 円
住居手当	<p>【内容】 自ら借り受けている住宅に居住している職員に対し支給</p> <p>【支給単価（一箇月当たり）】 最高28,000円</p>	同じ	—	53,828 千円	262,574 円
通勤手当	<p>【内容】 通勤のため、交通機関等を利用又は自動車等を使用することを常例としている職員に支給（片道2km以上）</p> <p>【支給単価（一箇月当たり）】</p> <p>①交通機関利用者 支給限度額 55,000円</p> <p>②交通用具利用者 通勤距離に応じて2,000円から31,600円を支給</p>	同じ	—	58,665 千円	112,384 円
単身赴任手当	<p>【内容】 公署を異にする異動等に伴って住居を移転し、やむを得ない事情により配偶者等と別居して、単身で生活することとなった職員に支給</p> <p>【支給単価（一箇月当たり）】</p> <p>①基礎額 月額30,000円</p> <p>②加算額（片道100km以上） 職員の住居と配偶者の住居との交通距離に応じ、8,000円から70,000円を支給</p>	同じ	—	1,440 千円	720,000 円
初任給調整手当	<p>【内容】 欠員の補充が困難である職で、新たに医師等として採用され、離島に所在する病院等に勤務することを命ぜられた職員に支給</p> <p>【支給単価（一箇月当たり）】 月額414,800円以内 （採用の日から35年以内の間、採用後一定期間経過後1年ごとにその額を減じて支給）</p>	同じ	—	8,205 千円	4,102,200 円

管理職手当	<p>【内容】 管理又は監督の地位にある職員に支給</p> <p>【支給単価（一箇月当たり）】</p> <p>①診療所長 110,000円 ②診療科長 40,000円 ③看護師長 15,000円 ④部長、首席審議員、政策審議監 牛深支所長 60,000円 ⑤支所長(牛深除く)、部内筆頭課長 教育部教育総務課長 50,000円 ⑥課長、室長、局長及び事務長 40,000円 ⑦審議員 20,000円</p>	同じ	—	44,700千円	532,142 円
夜間勤務手当	<p>【内容】 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に支給</p> <p>【支給単価（勤務一回当たり）】 勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額</p>	同じ	—	0 千円	0 円
宿日直手当	<p>【内容】 宿日直を命ぜられた職員に支給</p> <p>【支給単価（勤務一回当たり）】</p> <p>①医師 21,000円 ②看護師 6,100円 ③一般職員 4,400円</p>	同じ	—	6,726 千円	1,345,180 円
管理職員特別勤務手当	<p>【内容】 管理職手当を支給されている職員が、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日等又は平日深夜に勤務した場合に支給</p> <p>【支給単価（勤務一回当たり）】</p> <p>①週休日等 6,000円（6時間を超える場合の勤務は9,000円） ②平日深夜 3,000円</p>	同じ	—	633 千円	14,386 円

(14) 特別職の報酬等の状況（令和5年4月1日現在）

		給料等月額		
給料	市長	870,000 円		
	副市長	665,000 円		
	教育長	605,000 円		
	企業管理者	665,000 円		
報酬	議長	407,000 円		
	副議長	366,000 円		
	議員	348,000 円		
(令和4年度支給割合) 期末手当		6月期	12月期	計
	市長	1.625月	1.675月	3.30月
	副市長			
	教育長			
	企業管理者			
	議長			
	副議長			
議員				
退職手当		算定方式	1期の手当額	支給時期
	市長	給料月額×在職月数×50/100	20,880,000 円	任期ごと
	副市長	給料月額×在職月数×30/100	9,576,000 円	任期ごと
	教育長	給料月額×在職月数×15/100	3,267,000 円	任期ごと
	企業管理者	給料月額×在職月数×30/100	9,576,000 円	任期ごと

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年=48月又は3年=36月）勤めた場合における退職手当の見込額です。

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間

一般的な職員の勤務時間は次のとおりですが、交替制勤務職員など、勤務の特殊性によりこの勤務時間により難しい場合は、別に定めています。

勤務時間	休憩時間	週休日
8:30 ~ 17:15	12:00 ~ 13:00	日曜日及び土曜日

(2) 休暇制度の状況

休暇の種類	付与要件	付与日数	
年次有給休暇	職員の請求があった場合	年 20 日を限度に付与	
病気休暇	負傷又は疾病のため療養する必要がある場合	必要と認める期間（90 日以内）	
特別休暇	公民権行使のための休暇	選挙権等の公民権の行使をする場合	必要と認める期間
	裁判員等としての休暇	裁判員等として官公庁へ出頭する場合	必要と認める期間
	骨髄提供のための休暇	骨髄又は末梢血管細胞を提供する場合	必要と認める期間
	ボランティア休暇	被災者支援、福祉施設等でのボランティア活動に参加する場合	年 5 日以内
	結婚休暇	結婚に伴う行事等を行う場合	連続する 5 日以内
	出生サポート休暇	不妊治療に係る通院等の場合	年 5 日（体外受精及び顕微授精の場合は 10 日）以内
	妊婦健康診査休暇	妊産婦である職員が保健指導又は健康診査を受ける場合	妊娠期間に応じた回数
	産前休暇	8 週間（多胎妊娠 14 週間）以内に出産する予定の場合	出産日までの請求期間
	産後休暇	女性職員が出産した場合	8 週間
	育児時間休暇	生後満 1 歳に達しない子の授乳等育児を行う場合	1 日 2 回・各々 30 分
	妻の出産休暇	男性職員が妻の出産時の付き添い等をする場合	2 日以内
	男性の育児休暇	男性職員が妻の産前産後 8 週の期間に、子を養育する場合	5 日以内
	妊娠障害休暇	妊産婦である職員が妊娠障害のため勤務することが困難である場合	9 日を超えない範囲
	子の看護休暇	中学校就学前の子の看護をする場合	年 5 日（子が 2 人以上の場合は 10 日）以内
	短期介護休暇	要介護者である配偶者、父母、子等の介護その他の世話をする場合	年 5 日（要介護者が 2 人以上の場合は 10 日）以内
	忌引休暇	親族が死亡した場合	続柄に応じて 1 日～7 日
	父母の追悼のための休暇	父母の追悼のための行事を営む場合	1 日以内
	夏季休暇	7～9 月までの期間内	5 日
	住居の滅失等による休暇	災害等により職員の住居が滅失又は損壊し、復旧作業等をする場合	7 日以内
	交通遮断等による休暇	災害又は交通機関の事故等により出勤することが困難な場合	必要と認める期間
退勤途上の危険回避のための休暇	災害時に退勤途上の身体の危険を回避する必要がある場合	必要と認める期間	
介護休暇（無給）	要介護者である配偶者、父母、子等の介護をする場合	3 回を通算して 6 ヶ月の範囲内	
介護時間（無給）	要介護者である配偶者、父母、子等の介護をする場合	3 年の期間内で、1 日につき 2 時間以内	

組合休暇（無給）	許可を得て職員団体の業務に従事する場合	年 30 日以内
----------	---------------------	----------

4 職員の休業に関する状況

種類	内容	取得状況	
		男性	女性
育児休業	3歳未満の子を養育するために、承認を受けて職務に従事しないことができる制度	2人	10人
部分休業	小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために、承認を受けて勤務時間の一部について勤務しないことができる制度	0人	2人

※取得状況は、令和4年度中に休業を開始した職員数。

5 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況（令和4年度）

分限処分とは、職員がその職責を十分に果たすことができない場合に、公務能率の維持を目的として、職員の身分上の変動をもたらす処分です。

処分事由	処分の種類				合計
	降任	降給	休職	免職	
勤務実績が良くない場合					0件
心身の故障の場合			28件		28件
職に必要な適格性を欠く場合					0件
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職・過員を生じた場合					0件
刑事事件に関し起訴された場合					0件
計	0件	0件	28件	0件	28件

(2) 懲戒処分の状況（令和4年度）

懲戒処分とは、職員が一定の義務違反等をした場合に、公務における規律と秩序の維持を目的として、職員の責任を追及する処分です。

処分事由	処分の種類				合計
	戒告	減給	停職	免職	
法令に違反した場合	—	—	—	—	0件
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	—	—	—	—	0件
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があった場合	—	—	—	—	0件
計	0件	0件	0件	0件	0件

6 職員のサービスの状況

(1) サービスの原則

地方公務員には、全体の奉仕者として守らなければならない義務が定められています。

その内容は次のとおりです。

- ①法令等及び上司の職務上の命令に従う義務
- ②信用失墜行為の禁止
- ③秘密を守る義務
- ④職務に専念する義務
- ⑤政治的行為の制限
- ⑥争議行為等の禁止
- ⑦営利企業への従事等の制限

(2) 営利企業等への従事許可の状況

地方公務員は、任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする会社等の役員を兼ねたり、報酬を得ていかなる事業又は事務にも従事してはならないとされています。

許可の基準は天草市職員の営利企業等の従事制限に関する規則に規定しており、令和4年度においては、消防団活動等に従事する場合等に許可を行いました。

7 職員の退職管理の状況

職員の退職管理の適正を確保するため、地方公務員法及び条例に基づき、在職時に部長級及び課長級の職に就いていた元職員が退職後2年間のうちに再就職した場合、届出を義務化しています。

令和4年度における届出の状況は、次のとおりです。

届出件数	再就職先	
	営利企業以外の法人その他の団体	営利企業
0件	0件	0件

8 職員の研修の状況

令和4年度に実施した研修は次のとおりです。

研修区分	研修内容	受講者数
階層別研修	管理職研修	73人
	監督職研修	140人
	一般職研修	108人
	採用5年目研修	15人
	採用10年目研修	15人
	新規採用職員研修	23人
課題別研修	メンタルヘルス研修	261人
	コーチング研修	38人
	接遇研修	69人
	I T 研修	41人

研修機関等における研修	市町村職員中央研修所、全国市町村国際文化研修所	10人
	熊本県市町村職員研修協議会	25人
	都市経営プロフェッショナルスクール	1人
派遣研修	内閣府地方創生推進事務局	1人
	国土交通省港湾局	1人

※ 受講者数には公営企業職員を含む。

9 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 健康診断等の実施状況（令和4年度）

区分	対象
定期健康診断	人間ドック受診者以外の全職員
特定業務従事者の健康診断	特定業務（エックス線その他の有害放射線にさらされる業務、深夜業務等）従事者
給食業務従事者の健康診断	給食業務従事者

(2) 公務災害等の発生状況（令和4年度）

区分	件数
通勤災害	0件
公務災害	1件

(3) 利益の保護の状況（令和4年度）

区分	件数
勤務条件に関する措置の要求	0件
不利益処分に関する審査請求	0件

10 公営企業職員の状況

【I 水道事業】

(1) 部門別職員数の状況（各年4月1日現在）

職員数		対前年 増減数	主な増減要因
令和5年	令和4年		
18人	17人	1	事業充実のための正規職員の配置

(注) 再任用短時間勤務職員を含みません。

(2) 職員の人事評価の状況

市長事務部局と同じ

(3) 職員の給与の状況

ア 職員給与費の状況（令和4年度決算）

総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A
千円	千円	千円	%
2,218,528	71,116	107,138	4.8

職員数 (R4.4.1現在) A	給与費				一人あたり 給与費 B/A
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
人	千円	千円	千円	千円	千円
17	69,630	11,831	25,674	107,138	6,302

(注) 1 職員手当には退職給与金を含みません。

2 職員数には再任用短時間勤務職員を含みませんが、給与費については再任用短時間勤務職員の分を含みます。

(4) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和5年4月1日現在）

平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
45.4歳	339,861円	381,453円

(注) 1 再任用短時間勤務職員を除きます。

2 「平均給料月額」とは、職員の基本給の平均です。

3 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計した平均です。

(5) 等級及び職制上の階級ごとの職員数（令和5年4月1日現在）

ア 行政職給料表

等級	級別職務分類表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		人数 (人)	割合 (%)	職名	人数 (人)	人数 (人)	割合 (%)	段階
1級	1 主事及び技師の職務 2 司書、学芸員、教諭及び専任教員の職務	2	11.1	主事	2	4	22.2	係員級
				計	2			
2級	1 高度な知識経験を必要とする業務を行う 主事及び技師の職務 2 職務の内容等が前号と同程度のものとして 市長が規則で定める職の職務	0	0	—	0	9	50.0	係長級
				計	0			
3級	1 係長、主任及び主査の職務 2 職務の内容等が前号と同程度のものとして 市長が規則で定める職の職務	2	11.1	主査	2	2	11.1	課長補佐級
				主任	0			
4級	1 課（室・局・事務）長及び審議員の職務 2 課（室・局・事務）長補佐の職務 3 高度な知識経験を必要とする業務を行う 係長及び参事の職務 4 高度な知識経験を必要とする業務を行う 所長、保育所長、出張所長、幼稚園長、支配 人及び指導主事の職務 5 主幹及び副学校長の職務	9	50.0	参事	8	2	11.1	課長級
				係長	1			
5級	1 高度な知識経験を必要とする業務を行う 課（室・局・事務）長及び審議員の職務 2 高度な知識経験を必要とする業務を行う 課（室・局・事務）長補佐の職務 3 特に高度な知識経験を必要とする業務を 行う指導主事の職務 4 高度な知識経験を必要とする業務を行う 主幹及び副学校長の職務	2	11.1	課長補佐	2	2	11.1	課長級
				計	2			
6級	1 部長、首席審議員及び支所長の職務 2 特に高度な知識経験を必要とする業務を 行う課（室・局・事務）長及び審議員の職務	2	11.1	課長	2	2	11.1	課長級
				計	2			
7級	高度な知識経験を必要とする業務を行う部 長、首席審議員及び支所長の職務	1	5.6	首席審議員	1	1	5.6	部長級
				計	1			
合計		18	100					

(注) 再任用短時間勤務職員を含みません。

(6) 期末手当・勤勉手当（令和4年度）

		公営企業職員	天草市 (市長部局の行政職給料表を適用される職員)
1人当たり 平均支給額		1,425 千円	1,485 千円
支給 割合	期末手当	2.40月分 (1.35月分)	2.40月分 (1.35月分)
	勤勉手当	2.00月分 (0.95月分)	2.00月分 (0.95月分)
加算措置の状況		職制上の段階、職務の級等による加 算措置 ・役職加算 5～15%	職制上の段階、職務の級等による加 算措置 ・役職加算 5～15%

(注) 支給割合の()内は、再任用短時間勤務職員に係る支給割合です。

(7) 退職手当（令和5年4月1日現在）

		天草市		天草市（一般行政職）	
		自己都合	応募認定・定年	自己都合	応募認定・定年
支給率	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	19.6695 月分	24.586875 月分
	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	28.0395 月分	33.27075 月分
	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	39.7575 月分	47.709 月分
	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置		定年前早期退職特例措置 割増率 3%～45%		定年前早期退職特例措置 割増率 3%～45%	

(8) 地域手当（令和5年4月1日現在、令和4年度決算）

支給実績		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給額		0 円	
対象支給地域	支給率	支給対象職員数	天草市（一般行政職）の制度（支給率）
—	—	—	—

(9) 特殊勤務手当（令和5年4月1日現在、令和4年度決算）

支給実績		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額		0 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合		0 %	
手当の種類（手当数）		2	
手当の名称	主な支給対象職員	支給実績	左記職員に対する支給単価
徴収手当	水道使用料の戸別徴収業務に従事した職員	0 千円	1日につき200円
水道閉栓手当	水道使用者が給水停止処分を受けた場合に、当該水道の閉栓業務に従事した職員	0 千円	1回につき300円

(10) 時間外勤務手当（令和4年度決算）

支給実績	4,802 千円
1人当たり平均支給年額	300,111 円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、令和4年4月1日現在の総職員数（制度上時間外勤務手当の支給対象とならない管理職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

(11) その他の手当（令和5年4月1日現在、令和4年度決算）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績	支給職員1人当たり平均支給年額
扶養手当	<p>【内容】 扶養親族のある職員に支給</p> <p>【支給単価（一箇月当たり）】</p> <p>①基礎額 ・配偶者6,500円、子10,000円 父母等6,500円</p> <p>②加算額 ・16歳から22歳までの間にある子1人につき5,000円加算</p>	同じ	—	3,345 千円	257,303 円
住居手当	<p>【内容】 自ら借り受けている住宅に居住している職員に対し支給</p> <p>【支給単価（一箇月当たり）】 最高28,000円</p>	同じ	—	1,200 千円	300,000 円
通勤手当	<p>【内容】 通勤のため、交通機関等を利用又は自動車等を使用することを常例としている職員に支給（片道2km以上）</p> <p>【支給単価（一箇月当たり）】</p> <p>①交通機関利用者 支給限度額 55,000円</p> <p>②交通用具利用者 通勤距離に応じて2,000円から31,600円を支給</p>	同じ	—	688 千円	52,892 円
単身赴任手当	<p>【内容】 公署を異にする異動等に伴って住居を移転し、やむを得ない事情により配偶者等と別居して、単身で生活することとなった職員に支給</p> <p>【支給単価（一箇月当たり）】</p> <p>①基礎額 月額30,000円</p> <p>②加算額（片道100km以上） 職員の住居と配偶者の住居との交通距離に応じ、8,000円から70,000円を支給</p>	同じ	—	0 千円	0 円
管理職手当	<p>【内容】 管理又は監督の地位にある職員に支給</p> <p>【支給単価（一箇月当たり）】</p> <p>①首席審議員 60,000円 ②部内筆頭課長 50,000円 ③課長 40,000円</p>	同じ	—	1,800 千円	600,000 円
管理職員特別勤務手当	<p>【内容】 管理職手当を支給されている職員が、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日等又は平日深夜に勤務した場合に支給</p> <p>【支給単価（勤務一回当たり）】</p> <p>①週休日等 6,000円（6時間を超える場合の勤務は9,000円） ②平日深夜 3,000円</p>	同じ	—	0 千円	0 円

(12) 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

ア 勤務時間

勤務時間	休憩時間	週休日
8:30 ~ 17:15	12:00 ~ 13:00	日曜日及び土曜日

イ 休暇制度の状況

市長事務部局と同じ。

(13) 職員の休業に関する状況

種類	内容	取得状況	
		男性	女性
育児休業	3歳未満の子を養育するために、承認を受けて職務に従事しないことができる制度	0人	0人
部分休業	小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために、承認を受けて勤務時間の一部について勤務しないことができる制度	0人	1人

※取得状況は、令和4年度中に休業を開始した職員数です。

(14) 職員の分限及び懲戒処分の状況

ア 分限処分の状況（令和4年度）

分限処分とは、職員がその職責を十分に果たすことができない場合に、公務能率の維持を目的として、職員の身分上の変動をもたらす処分です。

処分事由	処分の種類	降任	降給	休職	免職	合計
勤務実績が良くない場合						0件
心身の故障の場合				3件		3件
職に必要な適格性を欠く場合						0件
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職・過員を生じた場合						0件
刑事事件に関し起訴された場合						0件
計		0件	0件	3件	0件	3件

イ 懲戒処分の状況（令和4年度）

懲戒処分とは、職員が一定の義務違反等をした場合に、公務における規律と秩序の維持を目的として、職員の責任を追及する処分です。

処分事由	処分の種類	戒告	減給	停職	免職	合計
法令に違反した場合		—	—	—	—	0件
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合		—	—	—	—	0件
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があった場合		—	—	—	—	0件
計		0件	0件	0件	0件	0件

(15) 職員の研修の状況

令和4年度に水道事業独自で実施した研修は次のとおりです。

研修区分	研修内容	受講者数
階層別研修		
課題別研修	積算の基礎〔初級〕研修(1名)、水道技術管理者研修(1名)	2人
研修機関における研修		
派遣研修		

※その他の実績は、「8 職員の研修の状況」を参照。

(16) 職員の福祉及び利益の保護の状況

ア 健康診断等の実施状況

市長事務局と同じ。

イ 公務災害等の発生状況（令和4年度）

区分	件数
通勤災害	0件
公務災害	0件

ウ 利益の保護の状況（令和4年度）

区分	件数
勤務条件に関する措置の要求	0件
不利益処分に関する審査請求	0件

【Ⅱ 下水道事業】

(1) 部門別職員数の状況（各年4月1日現在）

職員数		対前年 増減数	主な増減要因
令和5年	令和4年		
11人	12人	△1	再任用短時間勤務職員の配置

(注) 再任用短時間勤務職員及び浄化槽市町村整備推進事業特別会計職員を含みません。

(2) 職員の人事評価の状況

市長事務部局と同じ

(3) 職員の給与の状況

ア 職員給与費の状況（令和4年度決算）

総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A
千円	千円	千円	%
1,731,614	120,111	69,809	4.0

職員数 (R4.4.1現在) A	給与費				一人あたり 給与費 B/A
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
人	千円	千円	千円	千円	千円
12	42,966	8,671	18,172	69,809	5,817

(注) 1 職員手当には退職給与金を含みません。

2 職員数には再任用短時間勤務職員を含みませんが、給与費については再任用短時間勤務職員の分を含みます。

(4) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和5年4月1日現在）

平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
42.7歳	318,173円	379,375円

(注) 1 再任用短時間勤務職員を除きます。

2 「平均給料月額」とは、職員の基本給の平均です。

3 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計した平均です。

(5) 等級及び職制上の階級ごとの職員数（令和5年4月1日現在）

ア 行政職給料表

等級	級別職務分類表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		人数 (人)	割合 (%)	職名	人数 (人)	人数 (人)	割合 (%)	段階
1級	1 主事及び技師の職務 2 司書、学芸員、教諭及び専任教員の職務	2	18.2	主事	1	3	27.3	係員級
				技師	1			
				計	2			
2級	1 高度な知識経験を必要とする業務を行う 主事及び技師の職務 2 職務の内容等が前号と同程度のものとし て市長が規則で定める職の職務	0	0.0	主事	0	5	45.5	係長級
				計	0			
3級	1 係長、主任及び主査の職務 2 職務の内容等が前号と同程度のものとし て市長が規則で定める職の職務	3	27.3	主査	1	5	45.5	係長級
				主任	2			
				計	3			
4級	1 課（室・局・事務）長及び審議員の職務 2 課（室・局・事務）長補佐の職務 3 高度な知識経験を必要とする業務を行う 係長及び参事の職務 4 高度な知識経験を必要とする業務を行う 所長、保育所長、出張所長、幼稚園長、支 配人及び指導主事の職務 5 主幹及び副学校長の職務	3	27.3	参事	2	5	45.5	係長級
				係長	1			
				計	3			
5級	1 高度な知識経験を必要とする業務を行う 課（室・局・事務）長及び審議員の職務 2 高度な知識経験を必要とする業務を行う 課（室・局・事務）長補佐の職務 3 特に高度な知識経験を必要とする業務を 行う指導主事の職務 4 高度な知識経験を必要とする業務を行う 主幹及び副学校長の職務	2	18.2	課長補佐	2	2	18.2	課長補佐 級
				計	2			
6級	1 部長、首席審議員及び支所長の職務 2 特に高度な知識経験を必要とする業務を 行う課（室・局・事務）長及び審議員の職 務	1	9.1	課長	1	1	9.1	課長級
				計	1			
7級	高度な知識経験を必要とする業務を行う部 長、首席審議員及び支所長の職務	0	0	—	—	—	—	—
				計	0			
合計		11	100.1					

(注) 1 再任用短時間勤務職員を含みません。

2 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても100とはならない。

(6) 期末手当・勤勉手当（令和4年度）

		公営企業職員	天草市 (市長部局の行政職給料表を適用される職員)
1人当たり 平均支給額		1,459 千円	1,485 千円
支給 割合	期末手当	2.40月分（1.35月分）	2.40月分（1.35月分）
	勤勉手当	2.00月分（0.95月分）	2.00月分（0.95月分）
加算措置の状況		職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%

(注) 支給割合の()内は、再任用短時間勤務職員に係る支給割合です。

(7) 退職手当（令和5年4月1日現在）

		天草市		天草市（一般行政職）	
		自己都合	応募認定・定年	自己都合	応募認定・定年
支給 率	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	19.6695 月分	24.586875 月分
	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	28.0395 月分	33.27075 月分
	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	39.7575 月分	47.709 月分
	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置		定年前早期退職特例措置 割増率 3%～45%		定年前早期退職特例措置 割増率 3%～45%	

(8) 地域手当（令和5年4月1日現在、令和4年度決算）

支給実績		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給額		0 円	
対象支給地域	支給率	支給対象職員数	天草市（一般行政職） の制度（支給率）
—	—	—	—

(9) 特殊勤務手当（令和5年4月1日現在、令和4年度決算）

支給実績		1 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額		200 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合		16.6 %	
手当の種類（手当数）		1	
手当の名称	主な支給対象職員	支給実績	左記職員に対する支給単価
徴収手当	下水道使用料並びに受益者分担金及び負担金の戸別徴収業務に従事した職員	1 千円	1日につき200円

(10) 時間外勤務手当（令和4年度決算）

支給実績	4,479千円
職員1人当たり平均支給年額	407,000円

（注）職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、令和4年4月1日現在の総職員数（制度上時間外勤務手当の支給対象とならない管理職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

(11) その他の手当（令和5年4月1日現在、令和4年度決算）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績	支給職員1人当たり平均支給年額
扶養手当	<p>【内容】 扶養親族のある職員に支給</p> <p>【支給単価（一箇月当たり）】</p> <p>①基礎額 ・配偶者6,500円、子10,000円 父母等6,500円</p> <p>②加算額 ・16歳から22歳までの間にある子1人につき5,000円加算</p>	同じ	—	2,400千円	299,937円
住居手当	<p>【内容】 自ら借り受けている住宅に居住している職員に対し支給</p> <p>【支給単価（一箇月当たり）】 最高28,000円</p>	同じ	—	775千円	258,333円
通勤手当	<p>【内容】 通勤のため、交通機関等を利用又は自動車等を使用することを常例としている職員に支給（片道2km以上）</p> <p>【支給単価（一箇月当たり）】</p> <p>①交通機関利用者 支給限度額 55,000円</p> <p>②交通用具利用者 通勤距離に応じて2,000円から31,600円を支給</p>	同じ	—	537千円	53,660円
単身赴任手当	<p>【内容】 公署を異にする異動等に伴って住居を移転し、やむを得ない事情により配偶者等と別居して、単身で生活することとなった職員に支給</p> <p>【支給単価（一箇月当たり）】</p> <p>①基礎額 月額30,000円</p> <p>②加算額（片道100km以上） 職員の住居と配偶者の住居との交通距離に応じ、8,000円から70,000円を支給</p>	同じ	—	0千円	0円
管理職手当	<p>【内容】 管理又は監督の地位にある職員に支給</p> <p>【支給単価（一箇月当たり）】 課長 40,000円</p>	同じ	—	480千円	480,000円

管理職員特別 勤務手当	【内容】 管理職手当を支給されている職員が、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日等又は平日深夜に勤務した場合に支給 【支給単価（勤務一回当たり）】 ①週休日等 6,000円（6時間を超える場合の勤務は9,000円） ②平日深夜 3,000円	同じ	—	0千円	0円
----------------	--	----	---	-----	----

(12) 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

ア 勤務時間

勤務時間	休憩時間	週休日
8:30 ~ 17:15	12:00 ~ 13:00	日曜日及び土曜日

イ 休暇制度の状況

市長事務局と同じ。

(13) 職員の休業に関する状況

種類	内容	取得状況	
		男性	女性
育児休業	3歳未満の子を養育するために、承認を受けて職務に従事しないことができる制度	0人	0人
部分休業	小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために、承認を受けて勤務時間の一部について勤務しないことができる制度	0人	0人

※取得状況は、令和4年度中に休業を開始した職員数です。

(14) 職員の分限及び懲戒処分等の状況

ア 分限処分等の状況（令和4年度）

分限処分とは、職員がその職責を十分に果たすことができない場合に、公務能率の維持を目的として、職員の身分上の変動をもたらす処分です。

処分事由	処分の種類				合計
	降任	降給	休職	免職	
勤務実績が良くない場合	—	—	—	—	0件
心身の故障の場合	—	—	—	—	0件
職に必要な適格性を欠く場合	—	—	—	—	0件
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職・過員を生じた場合	—	—	—	—	0件
刑事事件に関し起訴された場合	—	—	—	—	0件
計	0件	0件	0件	0件	0件

イ 懲戒処分の状況（令和4年度）

懲戒処分とは、職員が一定の義務違反等をした場合にて、公務における規律と秩序の維持を目的として、職員の責任を追及する処分です。

処分事由	処分の種類	戒告	減給	停職	免職	合計
法令に違反した場合		—	—	—	—	0件
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合		—	—	—	—	0件
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があった場合		—	—	—	—	0件
計		0件	0件	0件	0件	0件

(15) 職員の研修の状況

令和4年度に下水道事業独自で実施した研修は次のとおりです。

研修区分	研修内容	受講者数
階層別研修		
課題別研修	日本下水道事業団研修	2人
研修機関における研修		
派遣研修		

※その他の実績は、「8 職員の研修の状況」を参照。

(16) 職員の福祉及び利益の保護の状況

ア 健康診断等の実施状況

市長事務部局と同じ。

イ 公務災害等の発生状況（令和4年度）

区分	件数
通勤災害	0件
公務災害	0件

ウ 利益の保護の状況（令和4年度）

区分	件数
勤務条件に関する措置の要求	0件
不利益処分に関する審査請求	0件

【Ⅲ 病院事業】

(1) 部門別職員数の状況（各年4月1日現在）

職員数		対前年 増減数	主な増減要因
令和5年	令和4年		
208人	203人	5	医療職の欠員補充

(注) 再任用短時間勤務職員を含みません。

(2) 職員の人事評価の状況

市長事務部局と同じ

(3) 職員の給与の状況

ア 職員給与費の状況（令和4年度決算）

総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A
千円	千円	千円	%
3,915,672	736,441	1,445,424	36.9

職員数 (R4.4.1現在) A	給与費				一人あたり 給与費 B/A
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
人	千円	千円	千円	千円	千円
207	766,540	382,402	296,482	1,445,424	6,983

(注) 1 職員手当には退職給与金を含みません。

2 職員数には再任用短時間勤務職員を含みませんが、給与費については再任用短時間勤務職員の分を含みます。

(4) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和5年4月1日現在）

職種	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
医師	52.0歳	475,367円	1,459,445円
医療技術職員	41.6歳	290,749円	342,956円
看護師	44.4歳	299,172円	369,545円
事務職員	47.7歳	349,404円	399,449円

(注) 1 再任用短時間勤務職員を除きます。

2 「平均給料月額」とは、職員の基本給の平均です。

3 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計した平均です。

(5) 等級及び職制上の階級ごとの職員数（令和5年4月1日現在）

ア 行政職給料表

等級	級別職務分類表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		人数 (人)	割合 (%)	職名	人数 (人)	人数 (人)	割合 (%)	段階
1級	主事及び技師の職務	1	4.3	主事	1	6	26.1	係員級
				計	1			
2級	高度な知識経験を必要とする業務を行う主事 及び技師の職務	1	4.3	主事	1	6	26.1	係員級
				計	1			
3級	係長、主任及び主査の職務	4	17.4	主査	4	7	30.4	係長級
				計	4			
4級	1 課（事務）長の職務 2 課（事務）長補佐の職務 3 高度な知識経験を必要とする業務を行う 係長の職務 4 職務の内容等が前3号と同程度のもの （審議員、主幹及び参事）の職務	7	30.4	参事	5	7	30.4	係長級
				係長	2			
				計	7			
5級	1 高度な知識経験を必要とする業務を行う 課（事務）長の職務 2 職務の内容等が前号と同程度のもので、 高度な知識経験を必要とする業務を行う審 議員、課（事務）長補佐及び主幹の職務	4	17.4	事務長補佐	4	4	17.4	課長補佐級
				計	4			
6級	1 部長の職務 2 特に高度な知識経験を必要とする業務を 行う課（事務）長の職務 3 職務の内容等が前2号と同程度のもの で、特に高度な知識経験を必要とする業務 を行う審議員の職務	5	21.7	課長	1	5	21.7	課長級
				事務長	4			
				計	5			
7級	高度な知識経験を必要とする業務を行う部長 の職務	1	4.3	部長	1	1	4.3	部長級
				計	1			
合計		23	99.8					

(注) 1 再任用短時間勤務職員を含みません。

2 構成比は小数点以下第二位を四捨五入しているため、合計が100%になっていません。

イ 医療職給料表（一）

等級	級別職務分類表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		人数 (人)	割合 (%)	職名	人数 (人)	人数 (人)	割合 (%)	段階
1 級	医療業務を行う職務	3	20.0	医師	3	5	33.3	係長級
				計	3			
2 級	1 診療所の診療科長の職務 2 高度な知識経験を必要とする医療業務を 行う職務	2	13.3	医師	2	10	66.7	課長級
				計	2			
3 級	1 副院長の職務 2 高度な知識経験を必要とする診療科長の 職務及びこれに相当する職務	6	40.0	診療科長	4	10	66.7	課長級
				副院長	2			
				計	6			
4 級	1 病院事業部長、病院の院長の職務 2 高度な知識経験を必要とする副院長の 職務 3 極めて高度な知識経験を必要とする診 療科長の職務及びこれに相当する職務	4	26.7	副院長	0	10	66.7	課長級
				院長	4			
				計	4			
合計		15	100					

(注) 再任用短時間勤務職員を含みません。

ウ 医療職給料表（二）

等級	級別職務分類表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		人数 (人)	割合 (%)	職名	人数 (人)	人数 (人)	割合 (%)	段階
1級	管理栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士又は臨床工学技士の職務	6	14.0	診療放射線技師	1	17	39.5	係員級
				管理栄養士	1			
				理学療法士	3			
				言語聴覚士	1			
				計	6			
2級	1 薬剤師の職務 2 困難な業務を行う管理栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、臨床工学技士又は言語聴覚士の職務	11	25.6	管理栄養士	4	22	51.2	係長級
				作業療法士	1			
				臨床検査技師	4			
				診療放射線技師	2			
				計	11			
3級	1 主任薬剤師の職務 2 主任管理栄養士、主任診療放射線技師、主任臨床検査技師、主任理学療法士、主任作業療法士又は主任臨床工学技士の職務	12	27.9	主任作業療法士	3	22	51.2	係長級
				主任理学療法士	4			
				主任診療放射線技師	2			
				主任臨床工学技士	2			
				主任薬剤師	1			
				計	12			
4級	1 管理栄養士長、診療放射線技師長、臨床検査技師長、理学療法士長、作業療法士長又は臨床工学技士長の職務 2 困難な業務を行う主任薬剤師の職務 3 困難な業務を行う主任管理栄養士、主任診療放射線技師、主任臨床検査技師、主任理学療法士、主任作業療法士又は主任臨床工学技士の職務	2	4.7	主任理学療法士	1	22	51.2	係長級
				主任臨床検査技師	1			
				計	2			
5級	1 薬局長の職務 2 困難な業務を行う管理栄養士長、診療放射線技師長、臨床検査技師長、理学療法士長、作業療法士長又は臨床工学技士長の職務 3 特に困難な業務を行う主任薬剤師の職務 4 特に困難な業務を行う主任管理栄養士、主任診療放射線技師、主任臨床検査技師、主任理学療法士、主任作業療法士又は主任臨床工学技士の職務	11	25.6	主任薬剤師	1	3	7.0	課長補佐級
				主任診療放射線技師	1			
				主任理学療法士	3			
				主任臨床検査技師	3			
				診療放射線技師長	1			
				理学療法士長	1			
				臨床検査技師長	1			
計	11							
6級	1 困難な業務を行う薬局長の職務 2 特に困難な業務を行う管理栄養士長、診療放射線技師長、臨床検査技師長、理学療法士長、作業療法士長又は臨床工学技士長の職務	1	2.3	薬局長	1	1	2.3	課長級
				計	1			
7級	極めて困難な業務を行う薬局長の職務	—	—	—	—	—	—	—
				計	0			
合計		43	100.1					

(注) 1 再任用短時間勤務職員を含みません。

2 構成比は小数点以下第二位を四捨五入しているため、合計が100%になっていません。

エ 医療職給料表（三）

等級	級別職務分類表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		人数 (人)	割合 (%)	職名	人数 (人)	人数 (人)	割合 (%)	段階
1級	准看護師の職務	0	0.0	准看護師	0			
				計	0			
2級	1 保健師、助産師又は看護師の職務 2 困難な業務を行う准看護師の職務	38	29.9	准看護師	1	38	29.9	係員級
				看護師	37			
				計	38			
3級	1 看護師長の職務 2 主任保健師、主任助産師、主任看護師及び主任准看護師の職務	59	46.5	主任准看護師	55	77	60.6	係長級
				主任看護師	4			
				計	59			
4級	1 看護総師長の職務 2 困難な業務を行う看護師長の職務 3 困難な業務を行う主任保健師、主任助産師、主任看護師及び主任准看護師の職務	26	20.5	主任准看護師	1	12	9.4	課長級
				主任看護師	17			
				看護師長	8			
				計	26			
5級	困難な業務を行う看護総師長の職務	4	3.2	看護総師長	4			
				計	4			
合計		127	100.1					

(注) 1 再任用短時間勤務職員を含みません。

2 構成比は小数点以下第二位を四捨五入しているため、合計が100%になっていません。

(6) 期末手当・勤勉手当（令和4年度）

		公営企業職員	天草市 (市長部局の行政職給料表を適用される職員)
1人当たり 平均支給額		1,412 千円	1,485 千円
支給 割合	期末手当	2.40月分 (1.35月分)	2.40月分 (1.35月分)
	勤勉手当	2.00月分 (0.95月分)	2.00月分 (0.95月分)
加算措置の状況		職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%

(注) 支給割合の()内は、再任用短時間勤務職員に係る支給割合です。

(7) 退職手当（令和5年4月1日現在）

		公営企業職員		天草市（一般行政職）	
		自己都合	応募認定・定年	自己都合	応募認定・定年
支給 率	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	19.6695 月分	24.586875 月分
	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	28.0395 月分	33.27075 月分
	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	39.7575 月分	47.709 月分
	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置		定年前早期退職特例措置 割増率 3%～45%		定年前早期退職特例措置 割増率 3%～45%	
1人当たり平均支給額		795 千円	13,943 千円	2,774 千円	20,784 千円

(注) 1人当たり平均支給額は、令和4年度に退職した職員に支給された平均額です。

(8) 地域手当（令和5年4月1日現在、令和4年度決算）

支給実績		15,439 千円	
支給職員1人当たり平均支給額		1,029,242 円	
区分	支給率	支給対象職員数	天草市（一般行政職） の制度（支給率）
医師	16%	15人	—

※県からの派遣医師等を含む

(9) 特殊勤務手当 (令和5年4月1日現在、令和4年度決算)

支給実績		164,834 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額		1,220,991 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合		64.0 %	
手当の種類(手当数)		10	
手当の名称	主な支給対象職員	支給実績	左記職員に対する支給単価
医師研究手当	病院に勤務する医師	72,101 千円	給料月額額の100分の150以内
放射線取扱手当	病院に勤務する診療放射線技師又は診療エックス線技師のうちエックス線その他の放射線を人体に対して照射する作業に従事した職員	390 千円	月額 5,000 円
危険手当	病院に勤務する医師等のうち結核病棟において結核に関する業務に従事した職員	0 千円	月額 10,000 円(医師) 月額 3,000 円(看護師長) 月額 2,000 円 (看護師又は准看護師)
夜間看護手当	病院に勤務する看護師、准看護師若しくは技師のうち正規の勤務時間による勤務時間による勤務の全部又は一部が深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間)において行われる看護等の業務に従事した職員	40,777 千円	①管理職員 1回につき 11,500 円(勤務の全部が深夜) 5,550 円(一部深夜4時間以上) 4,800 円(一部深夜2時間以上4時間未満) 3,350 円(一部深夜2時間未満) ②管理職員以外の職員 1回につき 7,300 円(勤務の全部が深夜) 3,550 円(一部深夜4時間以上) 3,100 円(一部深夜2時間以上4時間未満) 2,150 円(一部深夜2時間未満)
認定看護手当	病院に勤務する看護師のうち認定看護師であって、当該認定を受けた看護分野に係る業務に従事した職員	0 千円	月額 3,000 円
糖尿病療養指導手当	①病院に勤務する看護師又は技師のうち日本糖尿病療養指導士であって、医師の指示の下で患者の療養指導に従事した職員 ②病院又は診療所に勤務する看護師、准看護師若しくは技師のうち日本糖尿病療養指導士又は熊本地域糖尿病療養指導士であって、糖尿病療養に係る業務に従事した職員	61 千円	①月額 2,000 円 ②月額 1,000 円

新型コロナウイルス感染症に係る防疫等作業手当	新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）から、住民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業に従事した職員	7,242千円	日額 3,000円
新型コロナウイルス感染症に係る危険手当	新型コロナウイルス感染症患者に長時間にわたり接して行う作業その他病院事業管理者が認める作業に従事した職員	23,836千円	日額 4,000円
新型コロナウイルス感染症に係る待機手当	新型コロナウイルス感染症患者受け入れ対応等の作業に従事するために待機を命じられた職員	636千円	1回につき 1,000円
緊急診療等手当	病院に勤務する医師、看護師及び薬剤師（管理職手当の支給を受ける職員に限る。）のうち、正規の勤務時間以外の時間において緊急患者の診療、入院患者の症状の急変等への対応その他病院事業管理者が定める業務に従事した職員	19,792千円	日額で管理者が定める額 （対象者の1時間あたりの給料額に、従事した時間帯により定められている一定の割合を乗じて得た額）

(10) 時間外勤務手当（令和4年度決算）

支給実績	42,805千円
職員1人当たり平均支給年額	235,190円

（注）職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、令和4年4月1日現在の総職員数（制度上時間外勤務手当の支給対象とならない管理職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

(11) その他の手当（令和5年4月1日現在、令和4年度決算）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績	支給職員1人当たり平均支給年額
扶養手当	【内容】 扶養親族のある職員に支給 【支給単価（一箇月当たり）】 ①基礎額 ・配偶者6,500円、子10,000円 父母等6,500円 ②加算額 ・16歳から22歳までの間にある子1人につき5,000円加算	同じ	—	26,424千円	242,419円
住居手当	【内容】 自ら借り受けている住宅に居住している職員に対し支給 【支給単価（一箇月当たり）】 最高28,000円	同じ	—	11,830千円	241,130円

通勤手当	<p>【内容】 通勤のため、交通機関等を利用又は自動車等を使用することを常例としている職員に支給(片道2km以上)</p> <p>【支給単価(一箇月当たり)】</p> <p>①交通機関利用者 支給限度額 55,000円</p> <p>②交通用具利用者 通勤距離に応じて2,000円から31,600円を支給</p>	同じ	—	17,060 千円	114,497 円
単身赴任手当	<p>【内容】 公署を異にする異動等に伴って住居を移転し、やむを得ない事情により配偶者等と別居して、単身で生活することとなった職員に支給</p> <p>【支給単価(一箇月当たり)】</p> <p>①基礎額 月額30,000円</p> <p>②加算額(片道100km以上) 職員の住居と配偶者の住居との交通距離に応じ、8,000円から70,000円を支給</p>	同じ	—	0 千円	0 円
初任給調整手当	<p>【内容】 欠員の補充が困難である職で、新たに医師等として採用された職員に支給</p> <p>【支給単価(一箇月当たり)】</p> <p>医師の最高額 368,800円 薬剤師の最高額 100,000円</p>	異なる	薬剤師 に対し 支給 している	51,073 千円	2,688,042 円
管理職手当	<p>【内容】 管理又は監督の地位にある職員に支給</p> <p>【支給単価(一箇月当たり)】</p> <p>院長 110,000円 副院長 60,000円 診療科長 40,000円 薬局長 20,000円 看護総師長(牛深市民病院) 40,000円 看護総師長(牛深市民病院除く) 35,000円 看護師長(牛深市民病院) 25,000円 看護師長(牛深市民病院除く) 20,000円 部長 60,000円 経営管理課長 50,000円 事務長 40,000円</p>	同じ	—	16,020 千円	552,414 円
夜間勤務手当	<p>【内容】 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に支給</p> <p>【支給単価(勤務一回当たり)】 勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額</p>	同じ	—	16,869 千円	160,656 円

宿日直手当	【内容】 宿日直を命ぜられた職員に支給 【支給単価（勤務一回当たり）】 医師 21,000円 看護師 6,100円 一般職員 4,400円	同じ	—	19,315千円	1,136,171円
管理職員特別勤務手当	【内容】 管理職手当を支給されている職員が、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日等又は平日深夜に勤務した場合に支給 【支給単価（勤務一回当たり）】 ①週休日等 6,000円（6時間を超える場合の勤務は9,000円） ②平日深夜 3,000円	同じ	—	735千円	56,538円

(12) 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

ア 勤務時間

職種	区分	勤務時間	休憩時間	週休日
医師 医療技術職員 事務職（病院勤務者）	日勤 （月曜日～金曜日）	8:30～17:15	12:00～13:00	日曜日及び土曜日
	半日勤（土曜日）	8:30～12:30	—	
看護師	日勤1	8:30～17:15	1時間	週休2日
	日勤2	8:30～21:00		
	準夜勤	16:30～1:15		
	深夜勤	0:30～9:15		
	夜勤1	20:30～9:15		
	夜勤2	16:30～9:00		
事務職員（病院勤務以外）	—	8:30～17:15	12:00～13:00	日曜日及び土曜日

イ 休暇制度の状況

市長事務部局と同じ。

(13) 職員の休業に関する状況

種類	内容	取得状況	
		男性	女性
育児休業	3歳未満の子を養育するために、承認を受けて職務に従事しないことができる制度	0人	5人
部分休業	小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために、承認を受けて勤務時間の一部について勤務しないことができる制度	0人	0人

※取得状況は、令和4年度中に休業を開始した職員数です。

(14) 職員の分限及び懲戒処分の状況

ア 分限処分の状況（令和4年度）

分限処分とは、職員がその職責を十分に果たすことができない場合に、公務能率の維持を目的として、職員の身分上の変動をもたらす処分です。

処分事由	処分の種類	降任	降給	休職	免職	合計
勤務実績が良くない場合						0件
心身の故障の場合				1件		1件
職に必要な適格性を欠く場合						0件
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職・過員を生じた場合						0件
刑事事件に関し起訴された場合						0件
計		0件	0件	1件	0件	1件

イ 懲戒処分の状況（令和4年度）

懲戒処分とは、職員が一定の義務違反等をした場合にて、公務における規律と秩序の維持を目的として、職員の責任を追及する処分です。

処分事由	処分の種類	戒告	減給	停職	免職	合計
法令に違反した場合		—	—	—	—	0件
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合		—	—	—	—	0件
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があった場合		—	—	—	—	0件
計		0件	0件	0件	0件	0件

(15) 職員のサービスの状況

市長事務部局と同じ。

(16) 職員の退職管理の状況

職員の退職管理の適正を確保するため、地方公務員法及び条例に基づき、在職時に部長級及び課長級の職に就いていた元職員が退職後2年間のうちに再就職した場合、届出を義務化しています。

令和4年度における届出の状況は次のとおりです。

届出件数	再就職先	
	営利企業以外の法人その他の団体	営利企業
0件	0件	0件

(17) 職員の研修の状況

令和4年度に病院事業独自で実施した研修は次のとおりです。

研修区分	研修内容	受講者数
階層別研修	新規採用等職員研修	33
課題別研修	—	—
研修機関における研修	—	—
派遣研修	—	—
職場研修	—	—

※その他の実績は、「8 職員の研修の状況」を参照。

(18) 職員の福祉及び利益の保護の状況

ア 健康診断等の実施状況

市長事務部局と同じ。

イ 公務災害等の発生状況（令和4年度）

区分	件数
通勤災害	0件
公務災害	0件

ウ 利益の保護の状況（令和4年度）

区分	件数
勤務条件に関する措置の要求	0件
不利益処分に関する審査請求	0件